

※昨年度から内容の変更はありません

資料 11-2(共通)

令和 8 年 3 月 19 日

障害福祉サービス等に係る事業者説明会

千葉市障害福祉サービス課

千葉市喀痰吸引等研修支援事業について

本市では、現在、喀痰吸引等の医療的ケアを提供できるサービス事業所が不足しており、医療的ケアを必要とする方や、そのご家族は、不安を抱えている状況です。

そこで、医療的ケアを行える事業所を増加させるため、平成26年度から、ヘルパー等医療職以外のものが医療的ケアを行うために必要な喀痰吸引等研修のうち、第3号研修にかかる経費について、一部を助成する制度を開始しました。

当該事業は対象者が千葉市在住の障害者（児）であれば、介護保険サービス事業所でも利用することが可能です。是非ご活用いただき、医療的ケアが必要な利用の支援にご協力いただくようお願い致します。

「千葉市喀痰吸引等研修支援事業ホームページ」

http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai_fukushi/kakutankyuuintoukenssyuu.html

1 喀痰吸引等研修支援事業の概要

(1) 目的

喀痰吸引等医療的ケアを必要とする在宅障害者が、安心して日常生活を送れるよう、喀痰吸引等を実施できるヘルパーを増やすため、医療職以外のヘルパー等が、特定の者に対して喀痰吸引等医療的ケアを行うための研修（第3号研修）を受ける費用を助成する。

(2) 事業内容

① 助成対象費用

喀痰吸引等研修（3号研修）を要する費用のうち、基本研修と実地研修のいずれか一方に係る費用（教科書代等の実費負担は除く）

② 助成金額

助成対象費用の半額と補助基準額を比べどちらか安い方を助成する。

【補助基準額】

基本研修 5,000 円（講義）

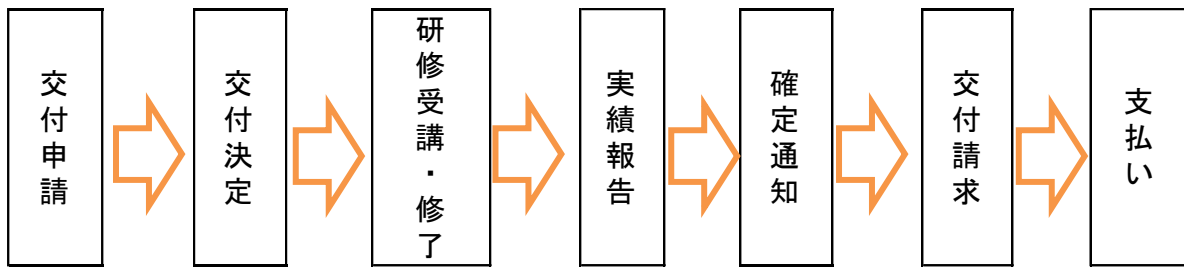
実地研修 2,500 円（看護師等の指導のもと本人に喀痰吸引等を実施）

(3) 助成対象

所属する職員等に、研修を受講、修了させ、その後千葉市在住の障害者等に対し喀痰吸引等を行わせることを予定している事業所（①公立の事業所、②千葉市内の障害者支援施設以外の第一種社会福祉施設を除く）

※ 「事業所」として想定されるのは障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、幼稚園、学校、介護保険サービス事業所（障害者を対象とする場合のみ）等が想定される。

2 申請から支払いまでの流れ



受講料の支払いは必ず**交付決定後**に行うこと。
(交付決定前に支払った場合は助成対象とならない。)

(1) 交付申請

- ① 提出時期 … 研修受講開始前 かつ 受講料支払い前
- ② 提出書類 … 千葉県喀痰吸引等研修支援事業助成金交付申請書 (様式第1号)
【添付書類】
 - ア 登録研修機関に対して研修の申し込みを行う際に提出する書類の写し
 - イ 研修を受講する職員との雇用契約書写し (要原本証明)
 - ウ 登録研修機関の研修費用の内訳がわかる資料
 - エ 暴力団員等に該当しない旨の誓約書 (様式第3号)
 - オ 喀痰吸引等を受ける千葉市民の住民票
※「オ」の住民票については、「個人情報確認に係る同意書 (様式第2号)」を提出すれば、省略することができる。

(2) 交付決定

交付申請の審査後、『千葉県喀痰吸引等研修支援事業助成金交付 (不交付) 決定通知書 (様式第6号)』が交付される。

(3) 実績報告

- ① 提出時期 … 研修修了後 かつ 受講料支払い後
- ② 提出書類 … 千葉県喀痰吸引研修支援事業助成金実績報告書 (様式第11号)
【添付書類】
 - ア 認定特定行為業務従事者認定証写し
 - イ 助成対象経費について研修機関が発行する領収書 (原本提出)
 - ウ 登録喀痰吸引等事業者 (登録特定行為事業者) 登録通知書写し又は登録を受ける旨の誓約書 (様式第12号)
 - エ 研修実施日の分かる書類 (実施状況報告書等)

(4) 確定通知

実績報告の審査後、『千葉県喀痰吸引等研修支援事業助成金交付額確定通知書 (様式第13号)』が交付される。

(5) 交付請求

千葉県喀痰吸引等研修支援事業助成金交付請求書 (様式第14号) 提出

(6) 助成金支払い

千葉市から助成金支払い (口座振り込み)

提出先

〒260-8722
千葉市中央区千葉港1番1号9階
千葉市高齢障害部障害福祉サービス課

問い合わせ先

電話 043-245-5228
FAX 043-245-5630
E-mail shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp